

# 別海町長選挙について

投票日は

# 5月24日

です

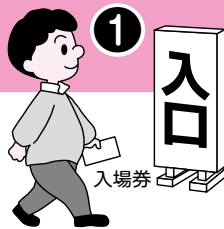
# 1

## 投票はどのようにして行われるのでしょうか。

◎投票所は午前7時に開きます。終了時間は投票所により異なりますので4ページの一覧もしくは入場券をご確認ください。

START →

はじまり (投票所)



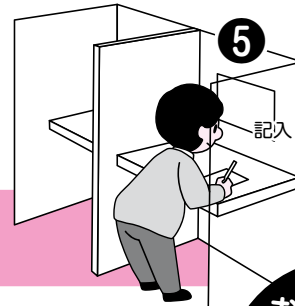
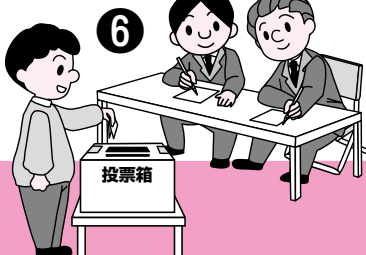
START

- ① 投票日に、自分の所属する投票区の投票所に行きます。
- ②③ 受付係に入場券を出して、次に名簿との対照を受けます。
- ④ 投票用紙交付係で投票用紙をもらいます。
- ⑤ 投票記載所で、投票用紙に選みたい候補者の氏名を書きます。
- ⑥ 投票箱に投函します。



END

投票管理者 投票立会人



← END

- ◆投票所入場券は5月19日頃までに郵便で郵送されます。
- ◆入場券がない方(届かなかった又は紛失)でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので投票所係員に申し出てください。

お子様連れでも投票所に入ることができます。

## 2 投票用紙はどのようなものですか？

- ◎別海町長選挙における投票用紙は次の通りです。  
投票用紙に、候補者1人の氏名を記載し投票箱に投函します。

紙色／浅葱色  
刷色／黒色インク刷

候補者氏名

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

注意

別海町長選挙投票

印

目の不自由な方、  
字が書けない方の  
投票について

- 目の不自由な方、字が書けない方には、補助者が付き代筆を行いますので投票所の係員に申し出てください。

## 3 投票日に行けないときは？

- ◎投票は原則として投票日にすることとされていますが、投票日当日に何らかの理由で投票所に行けない方のために『期日前投票』及び『不在者投票』という制度があります。

### 1 『期日前投票』及び『不在者投票』が利用できる場合

- 1 仕事、本人・親族の冠婚葬祭、地域行事の役員等で業務に従事している。
- 2 旅行、お出かけ、買い物、友人との約束などで投票日当日に別海町にいない。
- 3 病気、出産、けが等で投票所へ行けない。
- 4 離島などの遠隔地に居住している。(別海町に該当する区域はありません。)
- 5 出稼ぎ等で投票日当日に別海町の投票所へ行けない。
- 6 投票日当日、天災又は悪天候により別海町の投票所へ行けない。

## 2 期日前投票

### ● 期日前投票ができる方

投票日当日に投票所に行けない方で、期日前投票をする日に既に満18歳になっており、かつ、選挙人名簿に登録されている方。

### ● 期日前投票所について

| 期日前投票所               | 期日前投票期間           | 期日前投票時間         |
|----------------------|-------------------|-----------------|
| 別海町役場 1階 103・104号会議室 | 5月20日(水)～5月23日(土) | 午前8時30分～午後8時00分 |
| 東公民館                 | 5月22日(金)          | 午前8時30分～午後6時00分 |
| 西春別ふれあいセンター          |                   |                 |

土曜日も受付  
しております。

※入場券の裏面が期日前（不在者）投票宣誓書（兼請求書）になっておりますので、必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にご持参ください。

## 3 不在者投票

### ● 不在者投票ができる方

5月24日までに満18歳になっている方で、選挙人名簿に登録されており、かつ、別海町で期日前投票ができない方。

### ● 不在者投票の手順

- 1 別海町の選挙管理委員会で投票する場合  
不在者投票のできる期間に別海町選挙管理委員会へお越しください。
- 2 別海町選挙管理委員会まで来られない方
  - (1) 別海町選挙管理委員会へ選挙人名簿登録を確認し、お近くの選挙管理委員会で「投票用紙請求書兼宣誓書」をもらうか、ホームページから入手してください。
  - (2) 「投票用紙請求書兼宣誓書」に必要事項をご記入のうえ、別海町選挙管理委員会へ郵送してください。
  - (3) 指定の住所へ「投票用紙」と「選挙人名簿登録証明書」をお送りしますので、それらを**開封せずに**お近くの選挙管理委員会へ持って行きます。**(注意！このとき「投票用紙」に自宅で記入したり、「選挙人名簿登録証明書」を開封するようなことは、絶対にしないでください。投票できなくなります。)**
  - (4) お近くの選挙管理委員会で本人である確認を受け、不在者投票をします。
  - (5) 不在者投票を受けた市町村の選挙管理委員会は、ただちに別海町選挙管理委員会へ不在者投票を送付します。
  - (6) 別海町において本来投票する投票所へ送致し投票箱へ投入されます。  
以上(1)～(6)の手続きにより、投票することができます。

※不在者投票の送付については、郵便でやりとりされますので、投票日当日の投票箱が閉鎖されるまでに届かない場合は、せっかくの投票も無効になります。郵便にかかる日数を考慮して、余裕をもって手続きしてください。

## 4 その他の不在者投票

### (1) 指定病院等での不在者投票

不在者投票ができる指定病院等に入院又は施設に入所されている方は、その病院又は施設で不在者投票ができます。

手続きは、病院長又は施設長が本人に代わって手続きをしてくれますので、病院又は施設におたずねください。

### (2) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで一定の等級の方、あるいは要介護状態区分が要介護5の方は、申請により選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」を受け取ることで、自宅等での投票ができるようになります。

郵便等による不在者投票は、投票が完了するまでに日数を要しますので、**投票用紙の請求は、5月20日(水)までに行ってください。**

※期日前投票（不在者投票）についてご不明な点がございましたら、選挙管理委員会までお問い合わせください。

# 4

## 私はどこの投票所で受付されるのでしょうか？

### ◎投票所及び投票時間は次の通りです。

- ◆投票所は郵送されました入場券に記載されております。
- ◆投票所により投票時間が異なっておりますのでご注意願います。



| 区分<br>投票区名 | 施設名 (投票所)         | 投票時間             | 区分<br>投票区名 | 施設名 (投票所)           | 投票時間             |
|------------|-------------------|------------------|------------|---------------------|------------------|
| 第1投票区      | 走古丹<br>地域防災センター   | 午前7時から<br>午後6時まで | 第11投票区     | 北矢白別会館              | 午前7時から<br>午後6時まで |
| 第2投票区      | 本別海<br>地域センター     | 午前7時から<br>午後7時まで | 第12投票区     | 豊原会館                | 午前7時から<br>午後6時まで |
| 第3投票区      | 床丹会館              | 午前7時から<br>午後6時まで | 第13投票区     | 中西別<br>ふれあいセンター     | 午前7時から<br>午後7時まで |
| 第4投票区      | 別海町東公民館           | 午前7時から<br>午後7時まで | 第14投票区     | 上春別<br>地域センター       | 午前7時から<br>午後7時まで |
| 第5投票区      | 中春別<br>ふれあいセンター   | 午前7時から<br>午後7時まで | 第15投票区     | 大成地域センター            | 午前7時から<br>午後6時まで |
| 第6投票区      | 美原会館              | 午前7時から<br>午後6時まで | 第16投票区     | 本別会館                | 午前7時から<br>午後6時まで |
| 第7投票区      | 別海町中央公民館          | 午前7時から<br>午後8時まで | 第17投票区     | 西春別<br>ふれあいセンター     | 午前7時から<br>午後7時まで |
| 第8投票区      | イーストタウン<br>寿団地集会所 | 午前7時から<br>午後8時まで | 第18投票区     | 西春別地域センター<br>(みらい館) | 午前7時から<br>午後7時まで |
| 第9投票区      | 奥行会館              | 午前7時から<br>午後6時まで | 第19投票区     | 泉川会館                | 午前7時から<br>午後6時まで |
| 第10投票区     | 上風連地域センター         | 午前7時から<br>午後7時まで | 第20投票区     | 光進会館                | 午前7時から<br>午後6時まで |

### ◎期日前投票所の増設について

今回の別海町長選挙では、下記の日程で尾岱沼地区及び西春別地区に期日前投票所を設置します。

投票区は限定しておりませんので、どなたでも投票することができます。

- ①東公民館 : 5月22日(金曜日)
  - ②西春別ふれあいセンター : 5月22日(金曜日)
- 各1日間のみのお開場となります。

投票時間は、どちらも午前8時30分～午後6時00分となっております。

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください

## 別海町選挙管理委員会

☎0153-75-2111 (内線2710・2711・2712)